

経営会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づく組織及び職務分掌に関する規程第9条第3項により設置する経営会議に関し、必要な事項を定め、それによって経営会議の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする

(任務)

第2条 経営会議は、理事会で承認された年次予算の執行を統括する。

2 経営会議は、次の事項を決議する。

- (1) 理事会及び正会員総会に上程する議案及び報告事項
- (2) 300万円を超えない範囲での年次予算の修正
- (3) 300万円を超えない範囲での財産の処分及び譲受け
- (4) 事務局の管理に関する事項
- (5) 前各号に定めるほか理事会において授権された事項

(経営会議の構成員)

第3条 組織及び職務分掌に関する規程第9条第1項に基づき、経営会議は、会長及び専務理事で構成する。

(開催)

第4条 経営会議は、原則として毎月開催する。ただし、必要がある場合にはその都度開催することができる。

(招集)

第5条 経営会議は、構成員のいずれかが適宜の方法で招集することができる。

(議長)

第6条 経営会議の議長は、都度、互選で決定する。

(定足数)

第7条 経営会議は、全員出席しなければ、開くことができない。電話会議又はビデオ会議形式での参加も出席とみなす。

(決議)

第8条 経営会議の決議は、全会一致による。

(書面決議)

第8条の2 第5条から第8条の定めにかかわらず、経営会議の構成員が経営会議の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき経営会議の構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(業務執行理事及び監事の出席)

第9条 業務執行理事及び監事は、経営会議に出席することができる。

(関係者の出席)

第10条 経営会議は、必要に応じ審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(書面決議)

第11条 経営会議の構成員が経営会議の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき経営会議の構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の経営会議の決議があったものとみなす。

(記録)

第12条 経営会議の議事については、議事の内容が分かる程度に記録し、記録者が記名捺印することで足りる。ただし、重要な議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載して、構成員全員がこれに記名押印しなければならない。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則〔平成30年6月9日制定〕

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則〔2019年6月14日改正〕

2019年6月14日の定例理事会において承認された第8条の2の改正は、同日から施行する。